

キンキューズ工事業者利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用及び変更）

1. 規約の適用

本利用規約は、G-project株式会社（インボイス登録番号：T2030001117160 以下「当社」といいます。）が運営する 「キンキューズ」という名称のアプリケーションソフトウェア（以下「本アプリ」といい、理由の如何を問わずアプリの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のものを含みます。）により提供されるサービス（以下「本サービス」といい、工事サービス（第22条第1項に定義します。以下同じ。）を含みます。）を提供する工事業者の方（以下「工事業者」といいます。）と当社との間に適用されます。

2. 個別規約

本アプリ内の各サービスにおいて別途規約（以下「個別規約」といいます。）が定められている場合、工事業者には、本利用規約のほか個別規約の定めが適用されます。なお、本利用規約と個別規約に定める内容が異なる場合には個別規約に定める内容が優先して適用されます。

3. 規約の変更

当社は、当社が必要と判断する場合、民法548条の4の規定に従い本利用規約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及び効力発生日を、本アプリ上又は当社のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。変更後の本利用規約は、効力発生日より工事業者に適用されます。

第2条（利用契約）

1. 利用契約の成立

工事業者は、本アプリを自己の対応端末（スマートフォンやタブレットその他当社が指定する電子機器を意味し、以下同じです。）にダウンロード及びインストールをした後、当社の指定する方法に従って本利用規約の内容に同意するものとし、当該同意を行ったうえで、当社が指定する必要資格等の登録要件を満たし、当社が行う審査に合格した場合に限って本アプリを利用することができます。なお、当社が必要と判断した場合は、工事業者は、当社による同行指導をスキルに応じた期間受けるものとします。当社が当該審査に合格したことを工事業者に通知した時点で、本利用規約の諸規定に従った本アプリの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます。）が、当社と工事業者との間に成立します。

2. 未成年者による利用

工事業者が未成年者である場合、親権者等の法定代理人の同意を得た上で本アプリを利用する必要があります。未成年者が本サービスを利用した場合、当該未成年者は、親権者等の法定代理人から同意を得たものとみなします。

3. 利用アカウント

工事業者は、本サービスの利用開始前に、当社所定の情報（認証情報等も含み、以下「登録情報」といいます。）を登録の上、本サービスのアカウントを作成する必要があります。当社は、登録情報を利用して行われた一切の行為を工事業者自身の行為とみなすことができ、また登録情報が工事業者自身の情報であるとみなすことができるものとします。

4. 標章等の使用

(1) 工事業者は、利用契約の期間中、本サービスを提供していることを明示するため、当社の指定する本サービスに係る商標、サービスマーク、ロゴ、文字、その他の標章（以下、併せて「標章等」といいます。）を使用することができるものとします。なお、工事業者は、当社による標章等の使用の承諾を得た場合にも、これらの標章等につき何らの権

利も有しないものとします。

(2) 当社が工事業者の標章等の使用方法が不適切であると判断したときは、当社は工事業者に対し、その使用中止又は変更を求めることができるものとし、工事業者は自らの費用負担によりこれに直ちに従うものとします。

(3) 工事業者は、第三者による標章等の侵害又は違法な使用を知った場合には、直ちに当社に通知するものとします。

(4) 当社は、(1) 又は(2)の規定に工事業者が従わないときは、利用契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとします。

(5) (2)の規定による他、当社は工事業者に対し、任意に標章等の使用の中止又は変更を求めることができるものとし、工事業者は、これに直ちに従うものとします。この場合の費用負担については、当社工事業者協議のうえ決定するものとします。

5. 利用契約の終了

工事業者は、当社所定の手続きに従い、利用契約を終了することができます。但し、工事業者に利用契約に基づく未履行の債務がある場合等、合理的な理由に基づき、当社は利用契約の終了を認めない場合があります。また、利用契約が終了した場合、登録情報その他の本アプリに記録された情報を閲覧できなくなりますので、予めご了承ください。

6. 利用契約終了後の措置

(1) 工事業者は、利用契約を終了したときは、当社に対し、直ちに当社が提供・貸与した物品、預かり保管中の書類、マニュアル及び工事サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）の情報に関する資料等を全て返還しなければならないものとします。

(2) 利用契約の終了時において、本サービスの申込希望者又は会員に対して継続中の委託業務が存在する場合、工事業者は、当社の指示に従い速やかに当該委託業務の全てを当社に引き継ぐものとします。

(3) 利用契約を終了したときは、当社及び工事業者は、互いに有する債権債務を確定し、相手方からの請求により速やかにこれを支払い、利用契約に基づく債権債務を清算するものとします。なお、利用契約に基づき当社が工事業者に対して支払う工事代金については、利用契約を終了事由の如何を問わず、利用契約終了月の工事代金の支払をもって一切の支払を終了するものとします。

(4) 当社は、利用契約を終了したことにより、逸失利益・営業補填等名目の如何を問わず一切の損害賠償責任を工事業者に対して負わないものとします。

(5) 工事業者は、利用契約を終了した後、第2条第4項（標章等の使用）に掲げる行為その他第三者が工事業者を当社の代理店又はそれに類する契約関係にあると誤認するような行為をしてはならないものとします。

(6) 利用契約を終了後、工事業者は、第2条第4項（標章等の使用）に定める標章等の使用を直ちに終了し、工事業者の負担において撤去するものとします。

第3条（表明及び保証並びに誓約）

工事業者は、本サービスを利用するに当たり、以下の事項を表明及び保証し、又は誓約するものとします。

(1) 現在及び過去において反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を意味します。以下同じです。）はないこと。

(2) 現在及び過去において資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていないこと。

(3) 利用契約の有効期間中、反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行わないこと。

(4) 登録情報が工事業者自身の情報である（第三者の情報ではないことをいいます。）こ

と。

(5) 登録情報が真実、正確かつ完全な情報であること。また、常に最新の登録情報となるよう修正すること。

(6) 登録情報及び本サービスのアカウントを不正に利用されないために工事業者自身で厳重に管理すること。

第4条（本サービスの利用）

1. 利用規約等の遵守

工事業者は、利用契約の有効期間中、本利用規約及び当社の定める方法（別途当社と工事業者間で締結する業務委託基本契約及び個別契約を含みますが、これらに限りません。）に従い、本サービスを利用することができます。なお、工事サービスの提供に関しては、「第2章 工事サービス」に定めるところに従うものとします。

2. 誠実なサービスの提供

乙は、利用者に対して工事サービスの提供を誠実に実施するとともに、身だしなみやマナーに気をつけ、利用者に対して誠意をもって接するものとします。

3. 引抜き等の禁止

(1) 工事業者は、本契約の継続中及び本契約終了後2年間、次の行為を行ってはなりません。

①当社の役員及び従業員（雇用契約の有無を問いません。）に対し、当社からの退職（取引又は業務の終了を含みます。）又は工事業者における就業、業務の開始及びこれと同視すべき行為

②利用者から本件業務と同様又は類似の業務を直接受注する行為及びこれと同視すべき行為

(2) 工事業者は、本契約の継続中及び本契約終了後2年間に利用者から顧客の紹介を受けた場合は、当該顧客と直接契約してはならず、当社と当該顧客との契約を無償で仲介するものとします。

(3) 工事業者が前各号に違反する行為を行なった場合は、当社に対し、工事業者における当該役員及び従業員の給与又は報酬金額の2年分に相当する金額及び当社が工事業者に支払い予定の工事代金の2年間分に相当する金額を違約金として支払うものとします。

第5条（料金及び支払方法）

工事業者が支払うべき本サービスの利用の対価及びその支払い方法等に関しては、「第2章 工事サービス」に定めるところに従うものとします。

第6条（禁止行為）

工事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 当社、利用者、他の工事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）

(2) 一般的な工事代金と比べて著しく高い工事代金を請求する行為

(3) 工事確定後のキャンセルを繰り返す行為

(4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(5) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、法令上拘束力のある行政措置又は当社若しくは工事業者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為

(6) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為

(7) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

- (8) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (9) 本アプリ、当社が保有するサーバー及びこれらが生成する情報、通信内容等の解読、解析、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングを行う行為
- (10) 他の個人、法人若しくは団体になりすまし、又は他の個人、法人若しくは団体と関係があるように不当に見せかける行為
- (11) 本アプリのバグ、誤動作を利用する行為
- (12) 本サービスを工事以外の営利目的で利用する行為
- (13) 本サービスのアカウントを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入その他の処分をする行為
- (14) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第7条（権利帰属）

工事業者は、本サービスに関する権利帰属につき、以下の事項に同意します。

- (1) 本アプリ及び本サービス（本サービス上に表示されるアイコン、数値、データを含みますが、これらに限られません。以下同じです。）に関する所有権及び知的財産権その他の財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本利用規約に定める本アプリの利用許諾及び本サービスの提供は、本利用規約において明示されているものを除き、本アプリ又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の工事業者に対する譲渡又は許諾を意味するものではありません。
- (2) 本アプリ又は本サービスにおいて、工事業者が投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他のデータ（以下「投稿データ」といいます。）については、当社において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。
- (3) 工事業者は、投稿データに関する著作権人格権等の権利を当社による利用に対して行使しないものとします。
- (4) 当社は、法令又は本利用規約の遵守状況を確認する必要がある場合、法令に違反しない限りにおいて、投稿データの内容を確認することがあります。当社は、当該確認において、投稿データが法令若しくは本利用規約に違反又は違反するおそれがある場合、その他業務上合理的な必要がある場合には、予め工事業者に通知することなく、投稿データを削除、変更する等合理的な措置を講じることができます。

第8条（秘密保持）

工事業者は利用契約期間中、利用契約終了後を問わず、本アプリの提供上及び利用上並びに本サービス及び工事サービスの利用により知りえた当社及び利用者の業務上の秘密情報については、これを厳重に管理し、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第9条（個人情報）

- (1) 当社が本サービスの提供に伴って取得した工事業者の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、メールアドレス及び工事業者の位置情報も含みます。以下同じです。）については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取扱うものとし、工事業者は、当社のプライバシーポリシーに同意するものとします。なお、工事業者が本利用規約に定める方法で工事を提供する場合、工事業者は、当該工事の実現、完了及び工事代金（第22条第4項に定めるものをいいます。以下同じです。）の支払いを完了するために必要な限度で、自己の個人情報のうち当社が指定する情報を利用者及び、その他の事業者に提供することを当社に委託するものとし、当社はかかる委託を受けて工事業者に代わって工事業者の個人情報を利用者及び、その他の事業者に提供するものとします。
- (2) 工事業者は、工事業者の業務の遂行において知り得た個人情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。）について、第

三者に開示、提供、漏洩、盗用してはならないものとします。法令により開示せざるを得ない場合には、速やかに当社に通知を行うものとします。

(3) 工事業者は、工事業者の業務の遂行にあたり、法令の定めに従い、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」といいます。）を講じなければなりません。

(4) 工事業者は、個人情報を工事業者の業務の目的の範囲内であり、かつ当該個人情報収集に際して予め当社が当該個人に対して明示した目的以外の用途にこれを利用、加工、複製又は複製してはならないものとします。

(5) 工事業者は、工事業者の業務の遂行上、実際に個人情報を取扱う役職員の範囲を限定するものとし、当該役職員に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

(6) 工事業者は、工事業者の業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」といいます。）に再委託する場合には、書面により事前に当社に通知するものとし、また、工事業者の責任において、再委託先に対して、利用契約で定められている工事業者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

(7) 当社は、工事業者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、工事業者に対する事前の通知により、報告、資料の提出を求めることができます。

(8) 当社は、前各項に違反する事実又は前各項に違反するおそれのある事実を発見した場合、工事業者に対して直ちにかかる事実を通知するとともに、工事業者の営業時間内に工事業者の事業所等に立ち入り、工事業者に対して必要な調査を実施するものとします。調査の結果、当社が工事業者の安全管理措置が不十分であると合理的に判断した場合、当社は工事業者に対して、その改善を依頼することができ、特別な事情により実施不可能であると認められる場合を除いて、工事業者は当該依頼に応じなければなりません。

(9) 工事業者は、個人情報の漏洩等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに当社に報告するものとします。このとき、工事業者及び当社は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じると共に、管轄する行政庁への対応に協力しなければなりません。

(10) 工事業者は、利用契約が終了したとき、又は当社の求めがあるときはいつでも、当社より取扱いを委託された個人情報（その複製物を含みます。）の全部又は一部を当社に返還し、又は記録媒体から消去しなければなりません。

第10条（設備の負担等）

工事業者は、本アプリ及び本サービスを利用するにあたり、その設備負担等について、以下の事項に同意するものとします。

(1) 本アプリをダウンロードし、本サービスの提供を受けるために必要な対応端末、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備、管理及び維持は、工事業者の費用と責任において行うものとします。

(2) 工事業者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

(3) 工事業者は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、本アプリを工事業者の対応端末にインストールする場合には、工事業者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとします。

(4) 当社は、工事業者が送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存している場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社は、いつでもこれらの情報を削除できるものとします。

第11条（工事業者の賠償責任）

工事業者は、本サービスの利用にあたって、以下の事項に同意するものとします。

- (1) 工事業者は、本利用規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社又は利用者に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 工事業者が、本アプリの利用に関連して、利用者、他の工事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、工事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
- (3) 工事業者による本アプリの利用に関連して、当社が、利用者、他の工事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求又は申し立てを受けた場合は、工事業者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第12条（当社の免責等）

1. 非保証

本アプリ及び本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本アプリ及び工事サービスを含む本サービスに関するセキュリティ等に関する欠陥、エラー、バグ、権利侵害がないこと並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性及び商業的有用性（以下「瑕疵等」といいます。）を含め、明示的にも黙示的にも一切保証せず、これらの瑕疵等を除去して工事業者に本アプリ及び本サービスを提供する義務を負いません。

2. 当社の免責

当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、本アプリ又は本サービスに起因して工事業者に生じた損害（本アプリの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷を含みます。）について一切責任を負いません。但し、当社の重過失に起因して工事業者に損害が生じた場合、当社は、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲かつ損害の事由が発生した工事サービスに係る手配料金を上限として損害賠償責任を負います。

第13条（利用停止等）

工事業者は、以下に掲げる事由に該当する場合、いかなる理由においても、本アプリ及び本サービスを利用することはできません。加えて、この場合、当社は、工事業者の本サービスの利用を停止及び利用契約を解除することができるものとし、工事業者は、自己の占有又は管理下にある対応端末から、本アプリを速やかにアンインストールその他の方法で消去しなければなりません。

- (1) 本利用規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合若しくは第3条記載の表明及び保証並びに誓約又は第6条記載の禁止行為に違反した場合
- (2) 当社、他の工事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- (3) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (5) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けた場合
- (7) 租税公課の滞納処分を受けた場合

- (8) 監督官庁から、営業停止又は許可の取消しを受けた場合
- (9) 死亡した場合
- (10) 本サービスを利用せずに1年以上が経過した場合
- (11) 過去に当社が本アプリ、本サービス又は当社が運営・提供する他のアプリケーションソフトウェア若しくはサービスの利用を停止したことがある場合
- (12) 利用者に対して迷惑な行為をかけたと当社が合理的に判断した場合
- (13) 他の工事業者に不当に迷惑をかけたと当社が合理的に判断した場合
- (14) その他、当社が工事業者としての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合

第14条（本サービスの停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、工事業者に事前に通知することなく、本サービスの提供の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 本アプリに係るコンピューター・システム（本アプリに係るサーバーを含みます。）の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

第15条（有効期間）

利用契約は、工事業者が第2条に従って本利用規約に同意した日に効力を生じ、アカウントを削除若しくは本アプリを自己の対応端末からアンインストールその他の方法で消去した日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と工事業者との間で有効に存続するものとします。

第16条（譲渡禁止）

工事業者は、利用契約に係る権利及び義務を第三者に移転、譲渡、担保に供する等を行うことができません。当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに工事業者に係る情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、工事業者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、かかる工事業者の同意は、事業譲渡の場合のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第17条（存続条項）

本規約第2条第6項、第4条第3項、第5条（未払いがある場合に限ります。）、第7条から第9条まで、第10条第4号、第11条、第12条第2項、第13条、第16条から第18条まで、第23条、第26条、第27条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第18条（準拠法及び裁判管轄）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約及び本サービスに関する法的紛争の一切に關しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（通知方法）

当社からの通知は、当社に登録されたメールアドレス又は電話番号若しくは本アプリの機能を用いた通知方法をもって行い、メール又はSMS若しくは本アプリによる通知が通常到達すべきときに到達したものとします。

第20条（サービスの廃止）

当社は、当社の都合によりいつでも本サービスを廃止できるものとします。

第2章 工事サービス

第21条（サービスの利用）

「第2章 工事サービス」は、当社が手配し、工事業者が提供する工事サービス（工事手配に関連して当社が提供する各種機能提供を含みます。）について、定めるものです。

第22条（工事サービス）

1. 工事サービス契約の成立

工事業者は、利用者から指定する場所で工事をすることを依頼（以下「工事依頼」といいます。）を応諾する場合、当社が指定する方法に従って、当社に対して、当該工事依頼を応諾します。当社は、当該応諾にした工事業者を本アプリ上に表示し、利用者が当該表示された工事業者を選択した後、選択した工事業者からの次項に定める見積を承諾し、作業依頼を発したとき（以下「工事確定」といいます。）に、当社、利用者及び工事業者間の合意があったものとし、利用者と工事業者との間に工事サービスに関する契約（以下「工事サービス契約」といい、これに基づいて提供されるサービスを「工事サービス」といいます。）が成立します。なお、当社は、利用者の工事依頼に対して行くことが可能な工事業者の探索に努めますが、工事サービス契約が成立することを確約するものではありません。従って、工事業者の希望する利用者（当該工事依頼の時点で行くことが可能と工事業者が判断する利用者をいいます。以下同じです。）が存在しない場合であっても、当社は責任を負いません。

2. 工事サービス契約及び見積の内容

工事業者は、工事依頼後、工事サービス契約が成立する前に、本アプリ上に表示又はその他の方法で利用者に対して工事サービスの契約及び見積の内容を提示するものとします。なお、見積金額には、工賃、ガソリン代、高速料金、駐車場料金、材料費、機器代金その他の工事サービスの対価が全て記載するものとし、見積金額が一般的な工事代金と比べて著しく高いと当社が判断した場合は、当社から工事業者に対して減額を要求する場合があります。

3. 工事拒絶事由

利用者による工事依頼が以下の各号に該当すると当社が判断する場合には、当社は、行くことが可能な工事業者の探索を行わず、また工事サービス契約が成立した場合であってもキャンセルすることができるものとします。なお、当社は、利用者が工事依頼を受けた工事業者とは別の工事業者に依頼した場合、若しくは工事依頼を受けた工事業者が、一定時間利用者が指定した場所へ現れない場合、又は工事業者が利用者が指定した場所へ到達後、一定時間利用者が指定した場所へ現れない場合等には、工事サービス契約がキャンセルされたものとみなすことができます。

- (1) 各工事業者の指定する地域以外の場所への工事依頼
- (2) 本利用規約に違反する態様での工事依頼
- (3) 利用者が作業依頼を発するまでに、工事業者が作業辞退の意思表示をした工事依頼
- (4) 過去に本利用規約に違反した者からの工事依頼
- (5) 当社が定める基準による与信審査不合格となった者からの工事依頼
- (6) 工事依頼時において、当該利用者が過去に工事代金が1回でも未決済の状態である場合における当該工事依頼
- (7) 虚偽の内容を含む工事依頼
- (8) 工事業者から特定の利用者からの工事依頼を拒絶してもらいたい旨の要請があった場合における当該利用者からの工事依頼
- (9) 過去に複数回のキャンセル（工事業者又は当社への事前連絡の有無や理由の如何を問わず、当該利用者の工事依頼に基づき実際に工事業者が現場に行ったにも関わらず工事を

拒否することを意味します。以下同じです。)を行った利用者からの工事依頼

(10) 工事依頼時において、当該利用者が過去に不正な依頼を行ったと合理的に疑われる状態である場合における当該工事依頼

(11) その他当社が不適切と合理的に認める工事依頼

第23条（工事業者による工事サービスの提供及び料金の支払い）

工事サービスにかかる契約は利用者と工事業者との間に成立し、当該契約条件は各工事業者が定める契約の定めに従います。工事業者は、当該工事サービスの提供を受けることに関し、以下の事項を予め承諾するものとします。

(1) 工事サービスは、工事業者から利用者に対して提供されるものであり、工事業者は、自らの費用と責任で、利用者に対して当該工事サービスを提供するものとします。

(2) 利用者が、工事サービスに基づいて工事業者に対して支払うべき工賃、ガソリン代、高速料金、駐車場料金、材料費、機器代金その他の工事サービスの対価（以下「工事代金」といいます。）に関しては、各工事業者が定めるところによるものとし、当社は、かかる工事代金を工事業者に代わって受領し、利用者に代わって工事業者に支払うことができるものとします。なお、利用者が工事代金を当社に支払った場合、その時点で利用者の工事業者に対する支払義務は消滅するものとします。但し、工事代金が一般的な工事代金と比べて著しく高いと当社が判断した場合は、当社から工事業者に対して、利用契約の解除、損害賠償、工事代金の支払拒否、既に支払った工事代金の返還請求ができるものとします。

(3) 当社は利用者から受領した工事代金を、受領日が属する月の翌月末日までに、工事業者が別途指定する金融機関の口座へ送金することにより、工事業者に支払うものとします。

(4) 工事業者は、当社から支払いを受けた工事代金について、自己の費用及び責任において、納税その他の必要とされる税務手続を行うものとします。

(5) 利用者が工事確定後に工事依頼をキャンセルした場合、当社が指定するキャンセル料金その他の料金（以下総称して「キャンセル料」といいます。）を、当社は利用者に対して請求しますが、工事業者にキャンセル料が支払われることを確約するものではありません。従って、工事業者の希望するキャンセル料を利用者が支払わない場合であっても、当社は責任を負いません。

(6) 当社は、工事業者による利用者に対する工事サービスの提供及び利用者からの工事代金、キャンセル料の支払いに関し、一切の責任を負わないものとします。また、工事業者は、自己の責任において工事サービスを提供しており、当社は、本利用規約に明示された場合を除き、当該工事業者の工事サービスの提供及び利用者からの工事代金、キャンセル料の支払いに何らの関与や保証もしません。

(7) 工事業者がインボイス制度における未登録者であった場合、当社は工事業者に対して、消費税の仕入税額控除が制限される金額の範囲内で、工事業者における諸経費も考慮した工事代金の引き下げに関する協議を要請することができるものとし、工事業者は、これに応じるものとします。

(8) 前項の協議の結果、工事業者が工事代金の引き下げに応じない場合、当社は、利用契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとします。

第24条（第三者利用）

本アプリの利用により工事依頼をする者（以下「注文者」といいます。）と工事サービスの提供を受ける者（以下「工事利用者」といいます。）が異なる場合（以下「第三者利用」といいます。）、工事業者は、注文者に対して、工事利用者に対して予め本利用規約（第8条に引用するプライバシーポリシーを含みます。）の内容を同意又は順守させるものとし、工事利用者による本利用規約違反その他工事利用者が当該工事依頼に係る工事

サービスの提供を受けることに関して生ずる一切の責任を注文者に対して請求するものとします。

第25条（工事確定後の変更）

工事業者は、利用者から本アプリを通じて工事依頼を行った後に工事依頼の内容の変更を希望する場合、本アプリを用いて、当該工事依頼のキャンセルを行った上、再度、第22条第1項乃至第3項の規定に従い工事依頼を応諾するものとします。再度の工事依頼に基づいて実際に工事を行うかどうかは、当該工事依頼時点の状況により、工事業者が自らの費用と責任において判断するものとします。また、工事依頼のキャンセルを行った時点において既に工事確定していた場合には、工事業者は利用者に対して、第23条第3号に基づいてキャンセル料を請求するものとします。

第26条（工事サービスに関する非保証）

工事業者は、以下の事項に同意するものとします。

- (1) 当社は、工事業者による本サービスの利用が、工事業者に適用される法令等に適合することを何ら保証いたしません。
- (2) 工事業者は、自らの費用と責任において本サービスを利用する際の通信を維持するものとします。
- (3) 当社は、工事業者及び利用者の位置情報の正確性を何ら保証しません。位置情報の誤差その他の事情により、工事業者が本サービスを利用できないことがあります。
- (4) 当社は、工事業者及び利用者に関する登録情報の正確性、完全性、適時性を保証しません。
- (5) 本利用規約に違反する場合や工事依頼に間違いがある場合には、工事業者が本サービスを利用できない場合があります。
- (6) 本サービスに関連して利用者と工事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、工事業者の費用と責任において処理及び解決するものとします。

第27条（クーリング・オフ）

利用者が事業者でなく個人である場合に関しては、クーリング・オフ制度が適用されません。事業者の場合（事業者名記載の場合）、クーリング・オフは適用されません。利用者が、工事業者の訪問による販売で契約された場合、契約を締結した日を含めて、8日間は書面又は電磁的記録により無条件で契約の解除を行う事（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を工事業者宛に発信した時（書面の場合郵便消印日付）にその効力が生じます。クーリング・オフを行う際は、事前に利用者にお渡しした製品や材料を全て返品のご請求をしてください。この場合、工事業者は利用者に対して、

- 1) 損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
- 2) 既に引き渡された商品の取引に要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用等の支払を請求することはできません。
- 3) 既に工事代金の一部又は全部を払っている場合は、その全額の返還をする義務があります。